

2号事業による助成金の申請について

○ 2号事業により、助成金の対象となる事業所は次のとおりです。

リーフレットの別表以外の国又は自治体の補助金・融資事業などを活用して東日本大震災からの復興施策に関連する事業を実施している被災三地域に所在する事業所が対象です。

- 申請を個別に審査し対象の可否を決定します。(下記基準参照)
- 被災三地域に所在する事業所が国又は自治体の補助金・融資事業を活用していることについては、事業の内容や、事業所の申立書等により審査します。

記

○ 支給要領第3第1項第2号に規定する「商工労働観光部長が別に定める基準」

(平成28年7月14日現在)

次の各号のいずれにも該当する事業であって相当数の雇用創出が期待される事業

- (1) 1号事業(別表の事業)以外の国又は自治体の補助、融資その他産業政策の対象となっている事業であって東日本大震災からの復興施策に関連する事業
- (2) 雇用のミスマッチが生じている分野若しくは、県が地場産業又は成長産業として振興を行っている産業分野その他これらに準ずる産業分野の事業

[基準の具体的な内容]

1 「相当数の雇用創出が期待される事業」について

4～7の事業を実施する事業所であって、5においては1人以上、4、6及び7においては2人以上の助成対象労働者を雇用した事業等であること。

2 「その他産業政策の対象となっている事業」について

事業所において、県又は市町村が行う次のいずれかの支援事業を実施していること。

- ア 施設、設備、機材等の整備に対する支援事業
- イ 研究開発に関する技術的指導支援事業
- ウ 岩手県産業再生特区による復興推進事業の実施事業者の指定
- エ その他東日本大震災からの復興に関する支援事業

3 「東日本大震災からの復興施策に関連する事業」について

事業所において、次のいずれかに該当する事業を実施していること。

- ア 東日本大震災により被災した事業所が行う復旧・復興のための事業
- イ 東日本大震災による被災者支援のための事業
- ウ 東日本大震災からの復興事業として実施される事業

4 「雇用のミスマッチが生じている分野」について

岩手県事業復興型雇用創出助成金支給要領第7第1項に基づき事業主が申請した日現在で、事業所が雇い入れた助成対象労働者の2名以上の職業(厚生労働省編職業分類表に基づく職業)が、申請日が属する年度の4月の沿岸地区職業別有効求人倍率(大船渡、釜石、宮古、久慈の各公共職業安定所管内の合計)において1倍を超える職業に該当するものであること。

5 「地場産業」について

主に本県の資本、資源、技術、労働力を活用する製造業であって、次のいずれかの産業分類に該当するものであること。(「いわてブランド確立基本方針」(平成8年)による。)

- ア 食料品製造業
- イ 木材・木製品製造業
- ウ 家具・装備品製造業
- エ 銑鉄鋳物製造業
- オ 繊維工業・繊維製品製造業

6 「成長産業」について

県が現在の産業施策において育成・拡充をしている次のいずれかの産業分野に該当するものであること。(「科学技術による地域イノベーション指針」(平成22年3月)による。)

- ア 自動車関連産業
- イ 半導体関連産業
- ウ 情報関連産業
- エ 医療機器関連産業
- オ 海洋関連産業
- カ 食品関連産業

7 「その他これらに準ずる産業分野」について

いわて県民計画の「いわての未来をつくる7つの政策」に該当する産業分野の事業

事業復興型雇用創出助成金の2号事業の対象となる産業政策例

【留意事項】

- 次の表の事例は、これまでに助成金の対象となった産業政策の事例の一部です。
- 助成対象事業所となるためには、このほかに東日本大震災からの復興施策に関連する事業を実施していることなどの要件に該当する必要があります。

(平成28年7月14日現在)

産業政策名（支援事業名）	支援実施機関
東日本大震災復興特別区域法に基づく指定	岩手県復興局
東日本大震災復興特別貸付 小規模事業者経営改善資金融資（経営改善貸付）などの 事業資金融資	株式会社日本政策金融公庫
（公財）さんりく基金被災地復興支援助成事業助成金	（公財）さんりく基金
いわて起業家育成資金	岩手県商工労働観光部
岩手県商工観光振興資金	岩手県商工労働観光部
設備貸与制度	（公財）いわて産業振興センター

申請には、次の書類が必要です。

- 補助金や助成金の場合
 - ・ 補助金又は助成金の交付決定通知書の写し
 - ・ 申請事業所の事業概要が分かる書類
- 融資事業の場合
 - ・ 融資契約書の写し
 - ・ 融資の事業名又は種類が確認できる書類の写し
（資金使途一覧表や信用保証書決定通知など）
 - ・ 申請事業所の事業概要が分かる書類
- その他の産業政策の場合
 - ・ 産業政策を実施していることを証明できる書類（契約書、決定通知書など）の写し
 - ・ 申請事業所の事業概要が分かる書類

沿岸12市町村以外に所在する事業所で行っていた、産業政策の対象事業を沿岸12市町村に所在する事業所の対象事業とする場合は、上記の書類のほか東日本大震災からの復興施策に関連する事業実施申立書、産業政策が沿岸12市町村に所在する事業所の施設設備等に活用されていることがわかる資料等を添付